

廃止予定の制度が1年存続、改正法案成立でも遡及適用なし……

設備投資や節税対策に変更も！ 「つなぎ法」と「遡及適用」の影響

つなぎ法の成立により3月末に期限切れとなる租税特別措置の適用期限が3か月間延長されたが、その一方で、平成23年度税制改正法案が成立するかどうかは依然微妙な状況となっている。

例年であれば、税制改正法案の成立を前提に、企業は予算を策定したり設備投資計画を立て、税理士はタックスプランニングを練るところだ。しかし、つなぎ法案によって本来は平成23年度税制改正で廃止されるはずだった制度が1年間存続するようなイレギュラーなケースが生じているほか、仮に平成23年度税制改正法案が成立したとしても、その一部は遡及適用が行われないなどにより、思わぬ判断ミスをおかしかねないおそれが出てきている。

そこで本特集では、具体例を用いながら「つなぎ法」および「遡及適用」の影響を整理してみた。

平成23年度税制改正法案、関係者からは成立を絶望視する声も

いわゆる「つなぎ法」が平成23年3月31日に成立し、平成23年3月31日をもって期限切れとなることとなっていた措置のすべてについて、平成23年6月30日まで適用期限が延長されているが、その一方で、平成23年度税制改正法案が成立するかどうかは依然不透明となっている。

民主党・財務金融部門は、平成23年度税制改正案について「法人実効税率引下げなど、企業立地環境改善のための税制も含まれているが、これを前提に設備投資計画を組んでいる企業も多いことから、引き続き法案成立に向けた努力を続けるべきである」との考えを示した。

しかし、法人実効税率の引下げをはじめ、ただでさえ与野党間および野党各党間で税制改正の方向性について意見が異なるうえ、衆議院に

おける民主党の議席数が2／3に満たず、“60日ルール”を活用した税制改正法案の衆議院での再可決もできない。さらに、現在は大震災関連の対応を優先すべき状況がある。

大震災を受け、民主党と自民党の「大連立」の動きも出てきているが、仮に大連立が実現したとしても、上記のとおり、平成23年度税制改正の内容に関しては民主党と自民党のスタンスが大きく違うため、法案の修正は避けられない。こうしたなか、関係者の間では平成23年度税制改正法案の成立を絶望視する意見が日に日に強まりつつあるのが現状といえる。

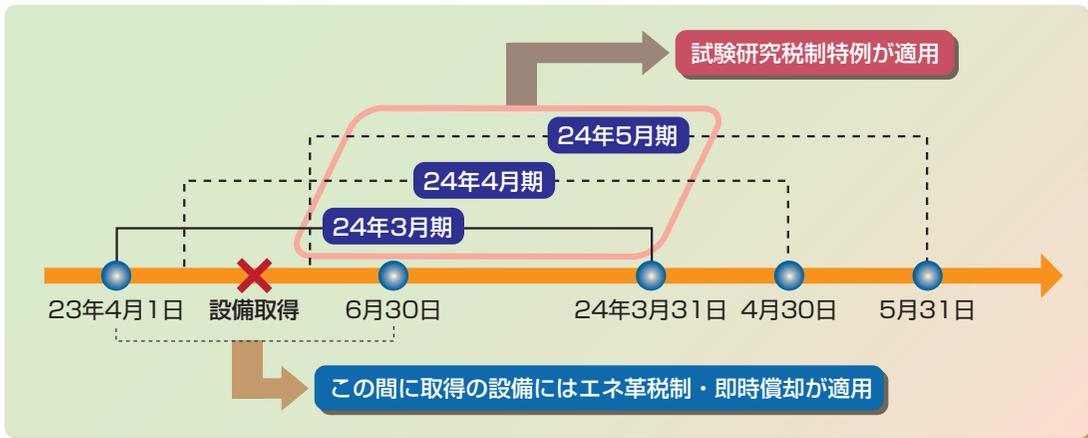
したがって、企業や税理士等は、平成23年度税制改正法案が成立するケースとしないケース、両方を想定しながら各種の意思決定を行っていく必要がある。

つなぎ法を巡る留意点～「廃止」が一転、1年適用延長も～

このように平成23年度税制改正法案の成立が不透明ななか、現時点で確定しているのは、

平成23年3月31日をもって期限切れとなることとなっていた租税特別措置の適用期限を「平

【図1】 エネ革税制即時償却、試験研究税制特例の「つなぎ」イメージ



成23年6月30日」まで延長するつなぎ法が成立（平成23年3月31日）したということのみだ。

本誌394号6頁でもお伝えしたとおり、今回のつなぎ法の最大の特徴は、平成23年3月31日で期限切れとなる「すべて」の租税特別措置の適用期限を延長したことにある。平成20年度税制改正時のつなぎ法がそうであったように、元来つなぎ法とは、年度改正により適用期限の延長が決まっている措置を対象とするのが通常だ。しかし、今回のつなぎ法では「すべて」の租税特別措置が対象とされたことにより、本来は平成23年3月31日をもって廃止することが決まっていた租税特別措置までもが、「平成23年4月1日～6月30日」の3か月間、あるいは「1年間」存続することとなった。前者は「取得ベース」で適用されるような措置であり、後者は「事業年度」ベースで適用される措置である。

6月末までに設備取得なら即時償却

「取得ベース」で適用される措置の1つが、エネ革税制（エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）の即時償却制度（措法42の5⑥）だ。平成23年度税制改正ではエネ革税制自体が廃止され、エネ革税制の後継措置として「グリーン投資減税」が創設される予定となってお

り、その一環で、エネ革税制の特例である即時償却制度も平成23年3月31日をもって廃止されるはずだった。しかし、今回「平成23年3月31日に適用期限が到来する租税特別措置のすべて」がつなぎ法の対象とされたことにより、つなぎ期間においてこの即時償却制度が存続することが確定している。

企業にとっては、平成23年度税制改正で導入される予定のグリーン投資減税の適用を前提に設備投資計画を立てていたところであろうが、グリーン投資減税は「30%の特別償却又は法人税額（所得税額）の7%特別控除（中小法人のみ）」とされており、エネ革税制の即時償却よりも節税効果は小さい。したがって、節税効果を求めるのであれば、設備投資を「平成23年4月1日～6月30日」のつなぎ期間に前倒しして、エネ革税制の即時償却の適用を受けるべきだろう（図1参照）。

ただし注意したいのは、グリーン投資減税とエネ革税制では、対象設備が一部異なっている点だ。グリーン投資減税の適用対象となる設備は平成23年度税制改正法案成立後に告示により明らかにされることになるが、本誌取材により両制度の対象設備の違いが判明している（表1～3参照）。

即時償却の適用を受けるには、あくまでエネ